

序 章

1885年4月18日に専売特許条例が公布され、今年で125周年を迎えた。この間、産業の草創期から世界有数の経済大国となった今日に至るまで、産業財産権制度は我が国において重要な役割を果たしてきた。

本書は、産業財産権制度100周年を機にまとめられた「工業所有権制度百年史」、その後の10年の動きをまとめた「工業所有権制度この十年の歩み」に引き続き、1995年(平成7年)から今日までの15年間の産業財産権関連の動向について総括・記録したものである。

産業財産権制度の歩みの中でこの15年間にどのような意味を持ったか、この間の制度の改革や運営の方針が適切であったかどうか、最終的には後世の評価にゆだねるほかはない。しかし、125年間の歴史の中で、またその後の歴史の中においても、この15年は極めて重要な位置づけを与えられることとなる可能性が高い。

産業財産権制度を巡るこの15年間の動きを短い言葉で振り返るとすれば、「プロパテント政策の推進」と「制度の国際調和に向けたさらなる取組」という2点に集約することができる。そして、この2つの流れが同時に進行したことは決して偶然ではない。経済発展のための情報の重要性、特に、技術、ノウハウ、デザイン等の人間の知的創造の成果たる情報の重要性が次第に強く認識されるようになるとともに、経済のグローバル化の進展に伴ってこのような知的財産の保護を世界規模で実現することの必要性が痛感されてきたのである。

この期間の最初の日である1995年1月1日には、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」が発効し、同年7月1日には同協定の発効に向けて整備が行われた特許法等の一部改正法(いわゆる平成6年改正法)が施行された(付与後異議への移行は翌96年1月施行)。

これによって、特許保護期間を出願から20年とすること、わずかに残されていた不特許事由を撤廃することなど、TRIPS協定が求めるミニマム・スタンダードが満たされることとなったほか、TRIPS協定交渉と並行して行われた日米二国間の構造協議等で検討されてきた外国語出願制度や付与後異議制度も整備された。しかし、このことは、決して我が国産業財産権制度がゴールに到達したことを意味するものではなく、むしろ新たな改革に向けたスタート地点に立ったという認識が正しいと思われる。経済の情報化、グローバル化の流れの中で、自国産業の国際競争力の維持強化を図るために、知的財産の保護強化を進めることは歴史的必然であったのかもしれないが、現実の我が国においては、まさにこの後の15年間に「プロパテント政策推進期間」となっていたのである。

1996年12月には、特許庁長官の私的懇談会として「21世紀の知的財産権を考える懇談会」が設置され、産業財産権制度改革に向けた議論がスタートした。この議論を通じて、経済の情報化、グローバル化の中で我が国経済がその競争力を維持・強化していくために、知的財産の創造・保護・活用から構成される「知的創造サイクル」を速く大きく回転させることが重要であること、そのために知的財産権を重視するプロパテント政策を推進していく必要があることが明確に認識されたのである。かかる認識に基づき、産業財産権のより強い保護を実現すべく、1998年及び1999年における二度の法律改正(平成10年改正法、

平成 11 年改正法) により、まず損害賠償額の立証の容易化など産業財産権の侵害に対する救済措置の拡充が図られた。特許庁が、政府全体の動きに先行する形で新しいプロパテント政策のうねりを先導していったのである。

2002 年には知的財産基本法が成立、翌 2003 年 3 月の同法施行により内閣に知的財産戦略本部が設置され、以降毎年「知的財産推進計画」が策定されてきた。これに基づき、本書の中で後に詳しく述べるように、知的財産の創造、保護、活用を推進するための様々な施策が展開されてきた。知的財産制度の改革は司法制度にもおよび、2004 年には知的財産高等裁判所が設置された。これらのプロパテント政策の結果、特許等の産業財産権をより広く、より迅速に、より強く保護することについては、この 15 年間に於いて改革が大きく進展したと評することができよう。そして、施策の重点も、より充実した内容の知的財産を如何にして創造していくか、創造された知的財産を如何に有効に活用してその知的財産の価値を高めていくかといった点に移ってきている。

このほか、特許制度ばかりでなく、1884 年の商標条例に端を発する商標制度についても、商標法条約への加入に伴う国際的制度調和 (1996 年)、マドリッド協定議定書への加入による国際登録制度の整備 (1999 年)、地域団体商標制度の設立 (2005 年) などの大きな制度改正が行われたし、意匠制度についても、部分意匠制度の採用や関連意匠制度の整備等 (1998 年)、意匠権の保護期間の 20 年への延長や画面デザインの保護拡充等 (2006 年) と 2 度にわたる制度改正が行われた。この 15 年の期間においては、商標・意匠分野でも保護の強化が図られてきたことも忘れるべきでない。

他方、国際的な制度調和についても、この 15 年間は大きな歴史的意味をもつ時期であったといえることができる。

1995 年の TRIPS 協定の発効が知的財産権制度に関する国際制度調和の大きな節目であったことは事実である。しかし、この点についても、それが終着点であったのではなく、各国が更なる課題への対応を迫られる新たな局面に入ったことを意味するものであった。

第一に、TRIPS 協定は、10 年にも及ぶ交渉の結果、GATT ウルグアイ・ラウンドの成果パッケージの重要な一つとして合意に至ったものであり、まさに知的財産権保護の国際的なミニマム・スタンダードが定められた画期的なものである。しかし、他方で先願主義と先発明主義の調整、グレースピリオドの統一などは、課題として後に残されることとなった。これらの困難な課題は、この 15 年間の精力的な交渉、調整にもかかわらず、未だ解決には至っていない。また、これらの実質的な特許要件に関する国際合意の困難さに対応して、まず手続面での統一化、簡素化を目指した特許法条約 (PLT) が 2000 年に採択され、2005 年に発効したことはこの間の成果であったが、日米欧の主要国・機関は同条約を未締結であり、この意味でも課題を残している。他方、世界各国とも、増大する出願を迅速な審査により早期に権利化しなければならないという共通の課題に直面しており、国の枠を越えた審査協力の推進には積極的な姿勢を示している。そして、近年ではこうした実務面での協力が制度やその運用についての調和にもつながってきている。特許審査ハイウェイ (PPH) は、まさに我が国のリーダーシップにより結実してきたものであり、2006 年の日米間での

試行に始まり、2010年3月末には世界14の国・機関が参加する大きな枠組みに発展している。特許協力条約（PCT）による国際出願制度についても、この間の制度改善等により利用が進んできた。このように、この15年間は、一方では粘り強い国際交渉を行いつつ、他方では地道な実務的協力を進めることにより、制度の国際調和が追求された期間であったと評価することができよう。

第二に、この15年間は、発展途上国との関係がクローズアップされてきた時期であることも記録にとどめなければならない。前述の通り、TRIPS協定は、多くの発展途上国を含むWTO加盟国全体について知的財産権保護に関するミニマム・スタンダードを定めるものであった。このことは、TRIPS協定交渉以前から存在した南北対立に一応の決着をつけるものであったが、他方で、先進国と発展途上国の間に新たな課題や軋轢を生み出す起点ともなった。一つは、発展途上国がこのミニマム・スタンダードを遵守することができるよう、それぞれの国での制度の整備や運用強化のために、先進国が行う協力の重要性が大きくなったことである。我が国にとっても、人材育成協力、審査協力、情報化協力など、アジア地域を中心とした国際協力がこの期間における重要課題となった。もう一つは、発展途上国との間で、新たな問題がクローズアップされてきたことである。医薬品に関する特許の強制実施許諾に関する議論がWTOの場で活発に行われ、2005年末にはTRIPS協定の一部改正に関する議定書が採択されるに至った（2010年4月現在未発効）。また、発展途上国が保護の必要性を主張する遺伝資源や伝統的知識に関する議論などが、近年における重要問題となってきている。

産業財産権に関する世界の枠組みの中で発展途上国の存在が大きくなってきた今日、産業財産権の適切な保護がそれぞれの国の経済発展にとって、さらには世界経済の発展にとって極めて重要であることについて、発展途上国の十分な理解を得ていくことが不可欠となっている。このことは、300年の鎖国を破って世界の仲間入りをした明治初期にいち早く産業財産権制度を整備した我が国が、その後125年の歴史の中で身をもって実証してきたことにほかならない。経済発展における産業財産権の重要性がクローズアップされるにつれ、発展途上国における知財制度に対する理解の増進や、各国の制度整備に向けた協力等の点で、我が国の果たすべき役割が増大してきている。

以上に述べてきたように、本書が対象とする15年間は、国内の産業財産権制度の発展という観点からも、また世界の制度調和という観点からも、重要な位置づけを与えられる期間であったと考えられる。いずれの観点についても、この15年で完結したわけではなく、引き続き対応すべき課題が山積している。しかし、いずれにしても、この15年間の対応を整理し、咀嚼し、評価することによって、今後とも産業財産権制度の根幹を担うことを期待される特許庁の将来における的確な対応が図られ、また、そのことが我が国の、ひいては世界の産業財産権制度の発展につながるものと考えられる。本書は、このような観点からこの15年の歴史を振り返り、整理したものである。

